

令和5年10月19日

備北地域医療構想調整会議会長様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

医療介護政策課

次期広島県保健医療計画の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の素案作成に係る圈域での協議について（依頼）

平素より本県の保健医療の推進に多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、次期広島県保健医療計画（第8次）については、現在、5疾病・6事業及び在宅医療など、各分野で計画の策定作業が進められています。

令和6年度からの「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」と言う。）については、令和5年10月17日開催の広島県医療審議会保健医療計画部会において、

- ・目的や基本的な方向性は、現行計画を維持すること
- ・外来機能報告のデータ活用や紹介受診重点医療機関に係る協議など、地域の外来医療提供体制の検討について、新たに記載すること
- ・国の基本方針やガイドラインを踏まえて、修正等を行うこと

について協議が行われ、了承されました。

今後、同年12月開催予定の当該部会に向けた計画素案作成にあたり、「地域で不足する外来医療機能」などについて、別に提供する資料による協議を求めます。

については、圈域における協議結果を別紙「整理表」により、11月30日（木）までに回答してください。

なお、外来医療計画の推進は次期広島県保健医療計画の本編に記載しますので、ご了知ください。

担当：医療推進グループ

電話：082-513-3064

(担当者 山口)

次期広島県保健医療計画の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（外来医療計画）についての圈域協議結果整理表

□ 填入欄
□ 指定欄

□ 填入欄
□ 指定欄

□ 填入欄
□ 指定欄

□ 填入欄
□ 指定欄

[1] 外来医療機能

① 圈域で不足する外来医療機能

現行計画策定期と同様、地域で不足する外来医療機能を、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの項目の中から、県で行ったアンケート調査を参考に協議を行ってください。

＜参考、現行計画での不足する外来医療機能＞

地域	初期救急	在宅医療	公衆衛生		
			学校医	予防接種	健康診断
○	●	●	●		
○	●	●	●		
○	●	●			
○	●	●	●		●
○	●	●		●	●
○	●	●	●		●
○	●	●	●		● (へき地の医療)

※不足する機能に●を付している。

【協議結果】

※自圏域について、不足する機能に「●」を付してください。

※その他は該当欄に具体を記入してください。

地域	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
○						
○						
○						
○						
○						
○						

- ② 新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続き
 不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出が求められるのは新規開業者のみでしたが、次期計画からは、ガイドラインにより、「外来医師多数区域以外の区域において、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができるとする。」とされています。令和6年4月1日からの実施を考えている圏域については地域医療構想調整会議で協議を行ってください。そうでない圏域については、今後の実施時期等を圏域で検討してください。

	新規開業者	新規開業者以外の者(既存の診療所)
外来医師多数区域	従来通り	△
それ以外の区域	△	△
実施時期	令和〇年〇月1日～	令和〇年〇月1日～

※〇、△：各圏域の判断により、検討する項目。

【協議結果】

※ いずれかを選択

- 令和6年4月1日から実施（実施内容　例、新規開業者以外の者に対しても地域で不足する外来医療機能を担うよう求める）
- 令和6年4月1日以降検討

[2] 医療機器の共同利用

① 圏域毎の共同利用方針

医療機器の項目ごと及び区域ごとに定めることとされています。現行計画策定時と同様でよいか、地域医療構想調整会議で協議を行ってください。

<参考、現行計画の共同利用の方針>

- 対象医療機器（CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

【協議結果】

※いずれかを選択（変更する場合、具体的な内容を記載）

現行どおり・変更する（具体的な内容）

② 医療機器の稼働状況の報告 **報告事項**

次期計画より、共同利用対象医療機器（CT、MRI、PET（PET及びPET-CT）、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィ）を、令和5年4月1日以降に新規購入した医療機関に対して、外来機能報告で確認できなかった医療機関については、医療機器の稼働状況の報告を求めることとなりました。具体的な手続き等について別途通知します。

【報告結果】

※いずれかを選択（意見あり場合、具体的な内容を記載）

意見なし・意見あり（具体：

診療所等の新規開業

医療機器の新規購入

を予定されている皆さまへ

広島県は、外来医療機能の偏在解消を目指すとともに、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備するため、広島県保健医療計画の一部として「広島県外来医療計画」を策定しました。令和2年4月以降で、次に該当される方は届出をお願いします。

届出の対象となる方

外来医師多数区域で新規開業を予定されている方

地域で不足する外来医療機能を図ることについて、「申請書」の提出を求めます。

→ P2へ

外来医師多数区域

全国ベースで診療所医師数の多寡を評価・比較し、全国上位33.3%に該当した二次保健医療圏が外来医師多数区域となります。

圏域名	構成市町	多數区域
広 島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	●
広島西	大竹市、廿日市市	●
呉	呉市、江田島市	●
広島中央	竹原市、東広島市、大崎上島町	●
尾 三	三原市、尾道市、世羅町	●
福山・府中	福山市、府中市、神石高原町	
備 北	三次市、庄原市	

地域で不足する外来医療機能

不足する機能に●を付しています。

圏域名	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	べき地
広島	●	●	●			
広島西	●	●	●			
呉	●	●				
広島中央	●	●	●		●	
尾三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●			
備北	●	●	●		●	●

対象医療機器の購入を予定されている方（全ての地域）

共同利用に関する計画の有無や内容について、「共同利用計画書」の提出を求めます。

→ P3へ

対象医療機器

対象となる医療機器は次の5品目となります。

項目	種別
CT	全てのマルチスライスCT (16列未満) (16列以上64列未満) (64列以上) その他のCT
MRI	1.5テスラ未満 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 3.0テスラ以上
PET	PET及びPET-CT
放射線治療	リニアック及びガンマナイフ
マンモグラフィ	マンモグラフィ

共同利用の方針

医療機器の共同利用の方針は、全圏域共通かつ、全医療機器共通となっています。

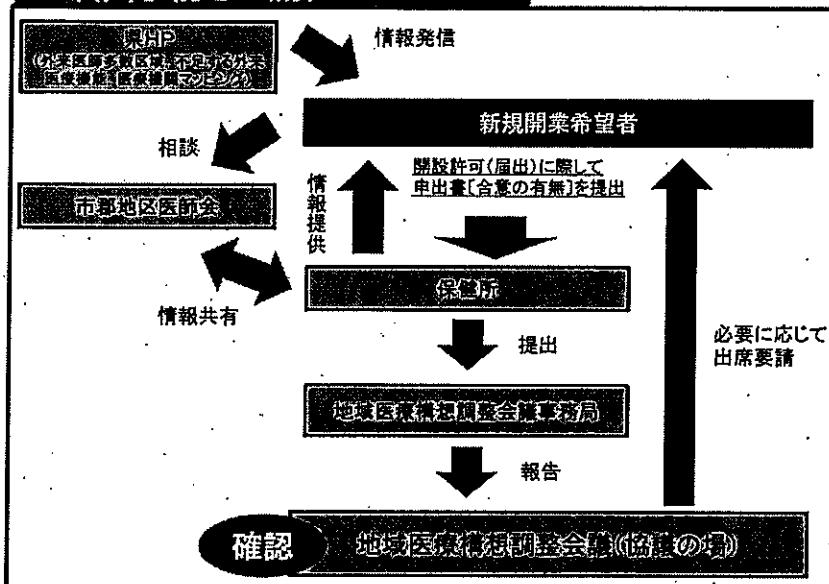
- 対象医療機器（CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

共同利用計画に盛り込むべき事項

- ・ 共同利用の相手方となる医療機関
- ・ 共同利用の対象とする医療機器
- ・ 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

新規開業手続きについて(外来医師多数区域)

届出手続きの流れ



- ① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの外来医師偏在指標や地域で不足する外来医療機能、医療機関のマッピングに関する情報を公表します。
- ② 新規開業希望者が保健所に開設許可(届出)を行う際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や内容について「申出書」の提出を求めます。
- ③ ②の申出書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、合意が無い場合や申出書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規開業希望者の出席を要請します。

※ 合意の有無や合意内容により、診療所の開設が妨げられるものではありません。

申出書の記載方法

記載方法

- ① 担当者と連絡のための電話番号を記載してください。
 - ② 地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意される場合は、「合意する」の□にチェックの上、その内容を具体的に記載してください。
なお、最新の「地域で不足する外来医療機能」については、広島県ホームページにより確認してください。
 - ③ 地域で不足する外来医療機能を担うことについて合意されない場合は、「合意しない」の□にチェックの上、その理由を具体的に記載してください。
なお、合意しない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求めることがあります。
- その他
- 外来医師多数区域に該当しない地域で開業される場合は、申出書の提出は不要です。
 - 「地域で不足する外来医療機能」については、地域の医療ニーズの変化や充足度に応じて、適宜見直しを行います。

外 来 医 療 機 能 に 係 る 申 出 書	
広 島 県 知 事 令	
①	名 称 所 在 地 又は 開 始 年 月 日 登 役 所 登 役 先

用紙に対するあたって、該該地域で不足する外来医療機能を有することについて

合意する

<該該外来医療機能等を具体的に記載>

②

合意しない

<合意しない理由>

③

Q & A

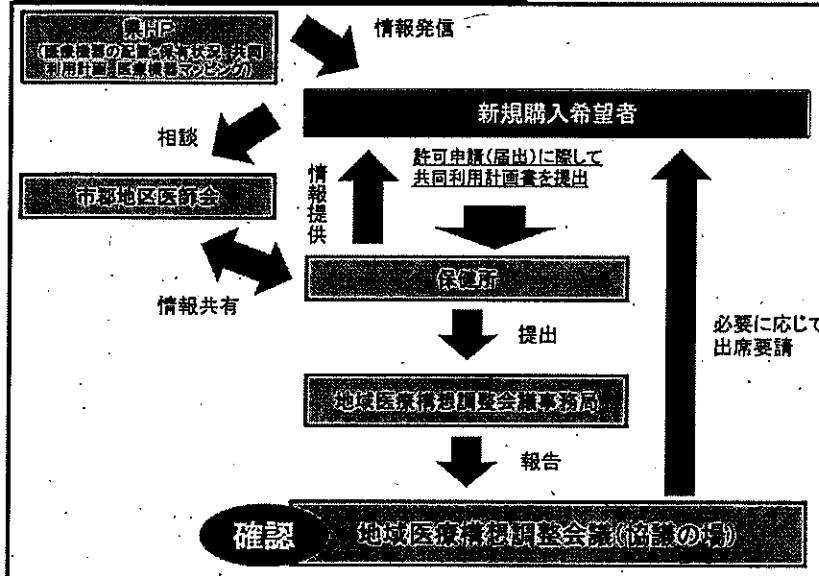
- ① 初期救急とは？ ⇒ 休日・夜間における比較的軽症な救急患者に対応(在宅当番医制や休日夜間急诊センターなど)
- ② 在宅医療とは？ ⇒ 患者の日常生活の場において必要な医療を提供(訪問診療・往診、看取りなど)
- ③ 公衆衛生とは？ ⇒ 公衆衛生に係る医療を提供(学校医、産業医、予防接種、健康診断・検診など)
- ④ へき地医療とは？ ⇒ 無医地区等における医療の提供(へき地診療所、巡回診療など)

地域医療

- ・ 二次保健医療圏ごとに、診療に関する学識経験者の団体及び医療・介護関係者、医療保険者、そ^そ 設置しています。
- ・ 広島県外来医療計画においても、医療法第30条の18の2第1項に定める「外来医療に係る提供」医療構想調整会議としています。
- ・ 協議の場では、「外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項」や「医療提供施設の建物」表することとしています。

医療機器購入手続きについて(全ての圈域)

届出手続きの流れ



① 県HP等により、二次保健医療圏ごとの医療設備・機器等の配置情報や共同利用方針を公表します。

② 新規購入希望者が保健所に許可申請(届出)を行う際に、共同利用を行うことについての計画の有無や内容に関して「共同利用計画書」の提出を求めます。

③ ②の共同利用計画書を各圏域の地域医療構想調整会議に報告し、共同利用を行わない場合や共同利用計画書の提出が無い場合は、必要に応じて当該新規購入希望者の出席を要請します。

× 共同利用の有無や計画内容により、対象医療機器の購入・更新が妨げられるものではありません。

共同利用計画書の記載方法

記載方法

- ① 担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。
 - ② 該当する医療機器の種別を一つ〇で囲ってください。
(複数の対象医療機器を同時購入される場合は、種別ごとに共同利用計画書を作成してください。)
 - ③ 共同利用を行う場合はその方法、共同利用を行わない場合は、その理由を具体的に記載ください。
なお、共同利用を行わない理由については、地域医療構想調整会議で説明を求めることがあります。
 - ④ 共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、「当院に対して共同利用の申し出があつた医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手先となる医療機関を確保するための取組を記載してください。
 - ⑤ 保守点検計画については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(平成30年6月12日付け医政地発0612第1号・医政経発0612第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長及び経済課長連名通知)を参考にしてください。
 - ⑥ 該当する提供方法を〇で囲ってください。
※ ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)などICTを活用したネットワークの利用もご検討ください。

医療機器の共同利用計画書	
庄 岛 用 知 不 梶	
施設又は 診療所	医 療 施 設
診療科	内、外、皮膚科
連絡先	連絡先
共同利用 料金割引	<p>マルチスライスCT【16列安価・16列以上料率別・40列以上】</p> <p>その他のCT</p> <p>MRI【1.5T静止MRI・1.5T以上3.0T静止・3.0T以上】</p> <p>ドクタードラムCT</p> <p>造影検査機(子ニシアック、ゴンマニアブ)</p> <p>マンモグラフィ</p>
医、療、施、設、名	一
施設又は診療所	
扶助午月日	年 月 日
共同利用の方針	共同利用を行なう。 共同利用を行わない。
共同利用に係る 規程の実施	有・無
共同利用の方針	<p>・運営会の判断又は基盤病院による独自実施</p> <p>・運営会の判断又は基盤病院からの収益の支度。 基盤病院及び 医療機器機器の提供</p> <p>・その他【 】</p>
共同利用を 行わない場合の 方針	
名 称	医 療 地
共同利用 料 金 方 便 費 用	
上記以外に共同利用の場合は実施について () 加算可否 () 適地不可	
荷 守 及 び の 方 針	<p>各施設計画の 実施の有無</p> <p>医師会等の実施方 法、規則、方針</p>
医療機器及び医療機器持込 料金に係する方針 (医療方針)	ホットワーク・デジタルデータ(CD・DVD)・紙ベース。その他
備考	

Q & A

- 地域医療支援病院は？ ⇒ 既に行っている共同利用の内容に変更が無い場合(機器の更新等)は、直近の「業務報告書」の添付により、共同利用計画書の一部を省略することができます。
 - MRI更新等は？ ⇒ 許可申請(届出)を行わない場合も、共同利用計画書の提出は必要です。
 - 共同利用の範囲は？ ⇒ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合も含みます。

東京調整會議

の関係者等との連携を図り、地域医療構想の達成のための協議を行う場として、構想区域ごとに県が
ご関する協議の場」及び「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」は、各圏域に設置している地域
部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項について協議を行い、その結果を公

広島県外来医療計画の概要

位置付け 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4に基づく広島県保健医療計画の一部として、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を補完するものです。

目的

- 外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域で不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指します。
- 併せて、医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため、医療機器の共同利用を促す仕組みを整備します。

計画期間 令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間

全体像

【地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応】

- 外来医療機能に関する情報の可視化
- 新規開業希望者等に対する情報提供
- 外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

【医療機器の効率的な活用のための対応】

- 医療機器の配置状況に関する情報の可視化
- 医療機器の配置状況に関する情報提供
- 医療機器の効率的活用のための協議

目標 全圏域で「不足する外来医療機能」の解消を目指します。

《医療法にかかる病院・診療所の関係申請書類等提出先》

所管区域	届出窓口	所在地	電話番号
広島市	広島市保健所環境衛生課	〒730-0043 広島市中区宮山見町11-27	(082) 241-1585
呉市	呉市保健所地域保健課	〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 (すこやかセンター)	(0823) 25-3532
福山市	福山市保健所総務課	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目1-22 福山すこやかセンター5階	(084) 928-1164
大竹市, 廿日市市	西部厚生環境事務所・保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	西部厚生環境事務所・保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	(082) 228-21
江田島市	西部厚生環境事務所・保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	(0823) 22-5400
竹原市, 東広島市, 大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	(082) 422-6911
三次市, 尾道市, 世羅町	東部厚生環境事務所・保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	(0848) 25-2011
府中市, 神石高原町	東部厚生環境事務所・保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	(084) 921-1311
三次市, 庄原市	北部厚生環境事務所・保健所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	(0824) 63-5181

- 県内の医療機関・医療機器の配置状況(マッピング)や外来医師多数区域及び「地域で不足する外来医療機能」の最新情報については、広島県のホームページをご覧ください。
- 「申出書」や「共同利用計画書」の電子データもダウンロードいただけます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

問い合わせ先

082-513-3064

広島県健康福祉局医療介護政策課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

備北圏域の医療機器の共同利用計画の確認について

R 2. 10. 29 備北地域医療構想調整会議

1 外来医療計画による医療機器（CT、MR1、PET、マンモグラフィ、放射線治療）の効率的な活用

(1) 協議の場の設置

- 「医療機器の効率的な活用に係る協議の場」として圏域の地域医療構想調整会議を活用
- 医療提供施設や設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項等を協議し結果を公表

(2) 医療機関等に対する情報提供

- 県ホームページ等で、医療提供施設や対象医療機器等の情報や共同利用の方針等を公表
- 新規購入希望者に対して、医療機器の設置の届出様式入手の機会等に情報提供
- 対象医療機器の保守点検の状況等の情報提供を求める仕組みも検討

(3) 備北圏域における医療機器の共同利用方針

- 対象医療機器（放射線治療を除く）及びRI検査装置の共同利用に努力
- 医療機関が新たに対象医療機器を設置又は更新する場合は、当該医療機器に係る共同利用計画書を作成し、地域医療構想調整会議において確認
- 共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想調整会議において確認（必要に応じ、当該協議の場への出席を要請）

※ 医療機器の共同利用の有無や共同利用計画の内容、地域医療構想調整会議での確認の有無やその結果により、医療機器の購入・更新が妨げられることはない。

2 備北圏域における運用方法

(1) 共同利用計画書等の確認

- 対象医療機器の共同利用計画書の確認又は共同利用を行わない理由の確認は、備北地域医療構想調整会議において行う。
- ただし、共同利用計画の内容が共同利用に合意するものである場合は、病院・有床診療所部会において確認を行うことができるものとする。

(2) 県ホームページ等での情報提供

- 備北圏域の医療機器の共同利用計画書の提出に係る県ホームページ等での情報提供は、備北地域医療構想調整会議等による(1)の確認後に行う。
- ただし、共同利用計画の内容が共同利用の連携先の追加を可能としている場合は、(1)の確認の前に行うことができるものとする。